

厚生環境委員会会議録

I 日 時 令和 7 年 3 月 21 日（金）

午前 10 時 00 分開会

午前 11 時 43 分閉会

II 場 所 第 1 委員会室

III 出席委員

委員長	澤 崎 豊
副委員長	大 井 陽 司
委員	光 澤 智 樹
〃	種 部 恭 子
〃	井 加 田 ま り
〃	奥 野 詠 子
〃	山 本 徹
〃	五 十 嵐 務

IV 出席説明者

生活環境文化部

生活環境文化部長 竹 内 延 和

理事（生活環境文化部次長）

林 里 香

生活環境文化部参事 中 島 浩 薫

参事（県民生活課長・県民生活課課長

（水雪土地対策担当））佐 度 清

参事（文化振興室文化政策課長）

奥 田 誠 司

参事（環境政策課長）九 澤 和 英

文化振興室芸術振興課長

杉 原 英 樹

スポーツ振興課長 新 保 暢

国際課長 本 郷 優 子

自然保護課長 上田 英久
環境保全課長 吉森 信和
県民生活課課長（くらし安全担当）
山田 実功
スポーツ振興課課長（富山マラソン推進担当）
堺 広光
スポーツ振興課課長（スポーツ環境等充実担当）
野中 順史
環境政策課課長（廃棄物対策担当）
森 友子

厚生部

厚生部長 有賀 玲子
こども家庭支援監（こども家庭室長）
松井 邦弘
理事（厚生部次長） 川西 直司
厚生部次長（健康対策室長）
守田 万寿夫
参事（医務課長） 小倉 憲一
参事（厚生企画課長） 鷲本 洋一
参事（こどもの心のケア推進担当）
牧本 優美
参事（くすり振興課長）
石田 美樹
厚生企画課課長（医療保険担当）
牧野 充弘
高齢福祉課課長 勝山 誠司郎
高齢福祉課課長（地域包括ケア推進担当）
若林 勇人
こども家庭室こども政策課長
池田 佳美

こども家庭室子育て支援課長

伊東 一彦

こども家庭室こども未来課長

橋本 桂芳

こども家庭室課長（児童相談所等機能強化推進担当）

稲垣 岳彦

障害福祉課長 河尻 茂明

医務課課長（医療政策担当）

駒城 真人

医務課課長（医師・看護職員確保対策担当）

中村 真由美

健康対策室健康課長 石崎 智雄

健康対策室課長（がん対策推進担当）

森本 佳彦

健康対策室感染症対策課長

森安 祐成

生活衛生課長 藤本 昭彦

薬事指導課長 岩瀬 怜

くすり振興課課長（くすりコンソーシアム推進担当）

井口 真由美

V 会議に付した事件

- 1 2月定例会付託案件の審査
- 2 請願・陳情の審査
- 3 閉会中継続審査事件の申し出について
- 4 厚生環境行政当面の諸問題について

VI 議事の経過概要

1 2月定例会付託案件の審査

(1) 説明事項

澤崎委員長 本定例会において本委員会に付託されました諸案件の審査に入ります。

付託されております諸案件は、お手元にお配りしてある議案付託表のとおりであります。

追加提案されました案件について、当局から説明をお願いいたします。

竹内生活環境文化部長

- ・令和6年度2月補正予算（案）の概要

有賀厚生部長

- ・令和6年度2月補正予算（案）の概要

(2) 質疑・応答

井加田委員

- ・国土調査事業費の減額補正について

澤崎委員長 これより付託案件についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

井加田委員 生活環境文化部の国土調査事業費の減額補正が計上されています。これは国からの割当額減に伴う事業費に係る補正ということで減額になっていますが、これは市町村の計画がうまく進まなかったということなのか。それから、次年度にはどういう影響があると考えているのか確認したいと思います。

佐度県民生活課長 地籍調査事業につきましては、国土調査事業ですが、今回、減額補正しております。令和6年度当初予算で計上していた数字なんですけれども、この国土地籍調査については、2分の1が国費でありまして、県予算が全体事業費の4分の1となっております。

当初予算で計上したものなどは国に要望していた金額でございます。例年、国でも少し予算額の制約がございまして、満額はつけていただけていないというのが現状です。一応当初予算では満額つくことを想定して予算計上をしているんですけれども、実際には全額はつかないということです。国に割り当てられた額について、事業を執行すると

いうことになりますので、その差額について、今回、減額補正させていただいたということでございます。

ですので、市町村が計画どおりうまくいかなかったとか、そういうことではなくて、予算のつき具合によって減額せざるを得ないということでございます。

井加田委員 次年度への影響はありますか。

佐度県民生活課長 次年度も引き続き、市町村では予定の箇所について国に要望して、事業を実施するということになりますけれども、国の割当てが少ないとなると、思ったとおり事業が実施できないということもあろうかと思えます。それで、国では補正予算も含まれておりまして、先日、先議で議決いただいたんですけれども、それについては今回6市町で補正予算をつけていただいております。補正予算については国で100%充当していただいておりますので、その分を活用して事業の進捗を図ってまいりたいと考えております。

井加田委員 事業計画自体にマイナスな影響はないということでしょうか。

佐度県民生活課長 一応、事業計画は予算の範囲内で進めるということにしております。市町村も例年のことなので、なかなか全額はつかないだろうということを踏まえて要望していらっしゃると思いますので、そんな大事にはつながっていないのではないかと考えております。

井加田委員 確認させていただきました。ありがとうございます。

澤崎委員長 ほかにありませんか。——ないようでありますので、これをもって質疑を終わります。

(3) 討論

澤崎委員長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。——ないようでありますので、討

論なしと認めます。

(4) 採決

澤崎委員長 これより付託案件の採決に入ります。

本委員会に付託されました議案第1号令和7年度富山県一般会計予算のうち、本委員会所管分ほか31件及び報告第1号地方自治法第179条による専決処分の件のうち、本委員会所管分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

澤崎委員長 挙手全員であります。

よって、議案第1号ほか31件及び報告第1号については、原案のとおり可決、または承認すべきものと決しました。

2 請願・陳情の審査

澤崎委員長 次に、請願・陳情の審査に入ります。

陳情が3件付託されておりますので、当局から順次説明願います。

森安感染症対策課長 陳情について御説明いたします。

まず、陳情第14号について御説明いたします。

この陳情では、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状支援体制の整備に関しまして、6点求められております。

1点目の専門相談窓口の設置につきましては、現在、県の専用の窓口はございませんが、国の感染症予防接種相談窓口を案内しますほか、厚生センターなどにおいて相談に応じているところでございます。

2点目、3点目の医療機関や福祉サービスへの対応や、連携強化につきましては、国が作成した手引を周知しておりますほか、受診先に迷う際などの参考としていただくために、罹患後症状の受診相談先として、公表に同意していただいた医療機関を県のホームページで公表して、適切な医療を早期に受けられるよう努めているところでございま

す。

4点目の経済的支援の検討につきましては、個人の状況により労災保険、傷病手当金、障害年金の対象となり得るほか、生活にお困りの方には、生活困窮者自立支援制度において、相談支援等が実施されますなど、社会保障制度による支援が用意されておるところでございます。

5点目の啓発活動の実施につきましては、県のホームページにおきまして、主な罹患後症状や診療科、相談先などを掲載し、周知に努めております。

6点目の実態調査につきましては、国において発生頻度や症状、経過などについて、住民調査が行われておりまして、情報提供されております。依然として不明な点も多いことから、引き続き国に対して、罹患後症状の調査の実施や知見の周知を行うよう要望してまいります。

次に、陳情第15号―3について説明いたします。

当委員会の所管分では、4点目の小児、児童・生徒向けワクチン接種医療機関の拡充が求められておりますが、現在、接種を希望された場合は、かかりつけ医や近隣の医療機関において接種できるものと承知しております。

最後に陳情第16号について御説明をいたします。

この陳情では、新型コロナウイルスワクチンの定期接種対象を全年齢層に拡大すること、新型コロナウイルスワクチンの接種費用を全年齢層に補助すること、他の感染症ワクチンと併せて予防接種の重要性を周知啓発することが求められております。

新型コロナウイルスワクチンの接種については、65歳以上の高齢者など、重症化リスクの高い方について、予防接種法上の定期接種の対象となっており、国及び市町村において、接種費用の助成が行われているところでございます。ワクチンの対象年齢の範囲や接種費用の公費助成は、国が

科学的知見に基づきまして、その安全性や有効性、費用対効果などを精査した上で、予防接種法に位置づけて実施することが基本だと考えておりまして、現時点で県が独自に接種対象年齢の拡大や公費助成を行うことは考えておりません。

県といたしましては、引き続き県民に対し、ワクチン接種の正しい情報提供に努めてまいります。

澤崎委員長 ただいま、当局から説明を受けましたが、これについて御意見等ありませんか。——ないようでありますので、これをもって陳情の審査を終わります。

3 閉会中継続審査事件の申し出について

澤崎委員長 次に、閉会中継続審査事件の申し出の件を議題といたします。

本委員会の閉会中継続審査事件については、お手元にお配りしてある申し出案のとおり、議長に申し出たいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

澤崎委員長 御異議なしと認めます。

よって、お手元にお配りしてある申し出案のとおり、議長に申し出ることと決定いたしました。

4 厚生環境行政当面の諸問題について

(1) 報告事項

野中スポーツ振興課課長

- ・県総合運動公園及び県武道館の管理運営手法について

上田自然保護課長

- ・D i g i 田（デジでん）甲子園における内閣総理大臣賞の受賞

資料配布のみ

文化振興室

- ・「立山博物館を中核とした文化観光拠点計画」に基づく立山博物館の取組状況について

くすり振興課

- ・「くすりのシリコンバレーT O Y A M A」創造コンソーシアムの取組状況について

(2) 質疑・応答

光澤委員

- ・薬剤師確保の取組について

種部委員

- ・感染症とワクチンに関するリスクコミュニケーションについて
- ・富山県人権教育・啓発に関する基本計画について

五十嵐委員

- ・食品ロスについて

大井委員

- ・農福連携&食とアートのインクルーシブマルシェ開催事業について
- ・心の居場所づくりについて
- ・富山県サンパウロ州友好提携40周年事業について

山本委員

- ・国際化に向けた取組について
- ・後進へのアドバイスについて

澤崎委員長 それでは、報告事項に関する質疑及び所管行政一般についての質問に入ります。

質疑・質問はありませんか。

光澤委員 先ほど報告事項の中でも報告ございましたけれども、3月13日に首相官邸にて開催された第4回D i g i 田甲子園の表彰式において、「富山県で生まれたクマ対策D X」が、県内からの受賞は初となる内閣総理大臣賞を受賞されたと伺っております。システム開発に関わられた皆様

方に私からも敬意を表するとともに、この場を借りて改めて祝意をお伝えさせていただきたいと思います。おめでとうございます。

「富山県で生まれたクマ対策DX」は、初動対応の迅速化を目的に、自動撮影カメラとAI技術を活用して、熊の出没を早期に把握することができるということで、デジタルやAIの力を活用したすばらしい取組であると感じています。

受賞をされた頃、地元でいくつか集会に出させていただいていたんですけれども、そこでもやっぱり熊について話題に上がりました。

私から地元の皆さんに、最近熊は出ますかと聞くと、もちろん出ますよということをおっしゃられました。氷見市では、LINEで熊とか猿の情報が結構入ってくるんですけれども、最近熊の目撃情報がなかったような気がしていて、そういう質問もしたんですけれども、やっぱり山にいる人からは熊はいますという答えを頂きました。

ただ、熊はいるけれども、見ても通報しないんだよということも教えていただきまして、その理由は2つあると伺いました。

一つは、そもそも目撃頻度が高いということで、いつも熊がいるということ。あともう一つびっくりしたのが、報告した際に、ちょっと時間がかかるということをおっしゃっていました。その方の話によれば、熊を見て報告したら半日取られてしまうということもおっしゃられておりました。

熊の目撃情報の報告は熊の生態であるとか、動向の把握、そして被害の防止の観点から大事であると考えております。ただこういう理由で報告されないケースも多くあるということを、私は地元の方から教えていただきました。

このような課題に対しても、デジタル技術を駆使することで解決できる部分があるのではないかと思いますので、本日は質問はしませんが、今回の受賞を機に引き続きの取組を期待したいと思います。よろしくお願いします。

本日は薬剤師確保の取組について、2点伺います。人口減が進む中で、薬剤師の確保も課題となっていると認識しております。県では、人材確保に向けて薬剤師育成確保対策事業など、様々な取組を実施していると承知しています。特に昨年からは富山大学薬学部の地域枠の学生の受入れも開始されたとのことで、私も昨年6月に施設の視察であるとか、学生との意見交換をさせていただいたところでございます。

富山の中高生が薬学部に行かないといった現状に対して、地域枠1期生のアイデアに基づいた取組も実施されたと伺っており、薬剤師を職業選択の選択肢の一つとして考えてもらうきっかけとなる有意義な取組がなされていると感じています。

そこで、まずは薬剤師の確保に向けて、今年度の成果と課題について、岩瀬薬事指導課長に伺います。

岩瀬薬事指導課長 光澤委員に御指摘いただきましたとおり、県内の公的病院や製薬企業などで薬剤師不足が指摘されております。特に本県の場合は、全国の6年制薬学部の県内出身者の在籍人数の割合が全都道府県の下から3番目と、薬学部への進学者が少ない傾向にありまして、まずは薬学部進学を希望する生徒が増えるように、中高生に薬剤師の魅力を伝えていくことが、今後、取り組むべき優先的な課題の一つと考えております。

そこで今年度は、昨年春に入学した富山大学薬学部の地域枠1期生をアドバイザーに委嘱しまして、彼ら、彼女らのアイデアに基づいた取組を企画することといたしました。

3 回にわたり、地域卒生とのグループワークを行い、その結果、高校での薬剤師の魅力発信セミナーを開催することとなりました。

昨年12月に富山南高校、この3月に富山東高校、富山中部高校の計3校でセミナーを開催してまいりましたが、その開催に当たりましては、地域卒生が自ら母校に出向いて恩師の先生方と交渉したり、高校生との座談会でファシリテーター役を務めたりするなど、高校や高校生との橋渡し役になっていただきました。

薬剤師の確保に向けた課題として、高校生へのPRには継続的な活動が必要と考えております。今後も地域卒生など若い世代の力を取り入れながら、効果的な取組を企画してまいりたいと考えております。

光澤委員 今ほどおっしゃられたように、そういうアイデアを取り入れたり、実際に自分の母校に行ったりするなど、大変すばらしい取組だなと思っています。学生の話を見ると、忙しそうな生活をされておる中で、自分たちの後輩にも薬剤師の魅力を知ってもらいたいという熱い思いも伺いましたので、ぜひ今後とも応援したいと思っています。

そんな中で、取り上げさせていただいた薬学の学生については、先日、2期生10名の入学者が決まりまして、知事から激励会も開催されたと私も報道で拝見させていただきました。

その富山大学薬学部地域卒の学生に関して、今後も県内での薬剤師確保につながるよう取組を続けていくのだと思いますが、令和7年度はどのように取り組んでいくのか、岩瀬課長に伺います。

岩瀬薬事指導課長 先ほど申し上げましたとおり、高校生へのPRにつきましては、継続的な活動が必要と考えているところであります。高校でのセミナーは、参加者から薬学

部、薬剤師を目指すモチベーションになったとの声を頂いているほか、高校の先生方からも好評を頂いておりまして、手応えを感じているところです。

新年度は地域枠1期生に加えて、2期生の力も借りながらセミナーの開催を継続してまいりたいと考えております。

また富山県内では、病院だけではなく、製薬企業でも薬剤師の確保が困難となっておりまして、地域枠生には自分の将来の進路として、県内製薬企業への就職も考えていただきたいと思っております。

富山大学薬学部では地域枠創設に併せて、地域創生型カリキュラムを設定し、その中で県内製薬企業の講師による講義や県内製薬企業のインターンシップなど、1年次から6年次まで系統的なプログラムを用意していただいているところです。

県としても大学と連携、協力しながら、地域枠生が就職活動を開始するまでの間に、県内製薬企業の研究開発や生産、製造技術など、各社の強みや特色まで含めて深く知る機会を持てるよう取り組んでまいりたいと考えております。

光澤委員 今ほどおっしゃったように、来年度も引き続き取り組んでいかれるということでした。忙しい中で大変だと思うんですけれども、母校ではない学校へのアプローチもするなど、裾野を広げていただきたいなと思っております。また、製薬企業の薬剤師さんも不足しているということも企業の皆様から伺っておりますので、こうした取組を通じて、薬産業であるとか、企業の応援にもつながるのではないかと考えております。次年度も引き続きよろしくお願い申し上げます。

種部委員 今期最後の厚生環境委員会での質問ですけれども、私からは、リスクコミュニケーションについて、厚生部と生活環境文化部に1つずつ質問させていただきたいと思い

ます。

まず感染症とワクチンに関するリスクコミュニケーションについて質問したいと思います。

コロナ禍を経て、このたび富山県新型インフルエンザ等対策行動計画が改定され、これから新しい計画を市町村も立てるということで、12月の委員会でも質問させていただきました。これから市町村と、かみ合わないことがないように、混乱しないように取り組むと御答弁いただいています。

今回はワクチンに絞りたいと思います。ワクチンについても速やかにリスクの高いグループから順番に、適正に打っていくことは大事なスキームで、今回すごく大きな学びがありました。あの大変な業務に御尽力いただき、本当に潤滑にやっていただいたと思っています。

ただ、この接種対象が拡大していくと、どうしても誤情報とか偽の情報とか、フェイクニュースとか、そういう恐怖をあおる行動が見られました。また、妨害行動もありまして、県内においてもワクチンに反対と主張する方々が集団で、マスクをしないで医療関係者団体のところに来ることもありました。

こういう不安をあおるようなことに対する安心材料というのは、しっかり提供されないと、集団免疫は獲得しにくいんだなということもよく分かりました。

今回、行動計画にちゃんとその辺は書いてありまして、ワクチンに関して、科学的根拠に基づく正しい情報の提供を通じて、県民の理解を促すと書いてありました。非常に重要なことで、リスクコミュニケーションとして重要だと思っています。

何でこの質問を今日しているかと言いますと、HPVワクチンも長く皆様に力を貸していただき、接種率を上げることに大変御尽力いただきました。この3月末でキャッチ

アップ接種は終了するんですけれども、やはり接種率が低迷しているということで、現場では説明に多大な時間を取られています。不安を打ち消すためには、物すごく厚い説明をしないとイケないということで、そこにたどり着かない人も大変多いということでもあります。しかし、有害事象と言われていたけいれんなどの多様な症状については、国でもしっかりと検討されて、有害事象であっても副作用ではない。そして認知行動療法等の集学的治療で治癒しているということも分かってきました。

このたび一番よかったことは、拠点病院を富山大学に設置していただいたことです。先日報告会に参加したところ、この4年間にHPVワクチンの接種をされた人で、痛みなどの症状があった人のうち、富山大学に受診された人は17人いらっしやったそうですけれども、受診する前より症状がよくなっている、あるいは受診されても1回から数回の通院でよくなっているということで、重症化した人は当然いませんし、それで亡くなった人もゼロです。

このような明らかなエビデンスが出てきたというか、事例が分かったということは、とてもよかったと思います。

こういう取組というのは、ほかのワクチンについても、必要だと思ってきました。やはりこういう怖い情報というのは見聞きすることで、逆に有害事象が増えるということも分かっていますし、ワクチンに対して懐疑的な意見とか、不確実な意見とか、こういうものは主にSNS等で発信されているんですけれども、こういうものを発信するということが、有害事象の発生を上げているということは、大変重大な問題ですし、発信する人にも責任を持ってもらいたいとは私は思っています。

将来、このHPVワクチンについては、歴史の検証に耐えられないのではないかと私は本当に心配しています。新

型コロナワクチンも同様なことがやはり起きました。過去を思い起こしていただくと、例えば、何か新型コロナワクチンを打ったらマイクロチップが埋め込まれて、5Gがつながるとか。私はそんなの絶対ないわ、でも5Gがつながったらみんな便利なのにぐらいしか思わないのですが、真剣に考えられる方はそれを聞いて、マイクロチップが入って情報が盗まれるみたいなことを思っているんじゃないかな。これが現状ですし、そういう市民の方たちとの間に社会的に対立があったり、不安をあおることで有害事象が増えるということはあってはいけないと思います。

例えばこういう有害事象があった場合には、医療機関は、直接PMDAに報告していますが、市町村レベルとか、都道府県レベルで報告はしませんので、実際、目の前にそういう人はどのくらいいるのかというのは分からないわけです。これが分からないから不安で、攻撃をすることにつながりますし、今回も新型コロナワクチンを接種した後に、翌日にお亡くなりになっていたとか、そういううわさだけが広がっていると。これは有害事象ですから、前例として報告は当然しますが、これが副作用というわけではないというところは、やっぱりなかなか御理解いただけないところなんです。

そこで、今後の有事に備えてということでもありますけれども、富山大学の拠点病院は痛みセンターでありまして、HPVワクチンのみが対象です。そうではないものについても、例えば血栓症とか、あるいは血栓性静脈炎、TTPとか、そういったものでも同様に起きると思いますが、そういう事象に対して、窓口を一本化して、拠点病院に患者さんが集約されると、今、何が起きているかということを実タイムでモニターできますし、有害事象に対してきちんと答えを持っておくと、リスクコミュニケーションが

可能だと思います。

そういう意味では、このHPVのワクチンの有害事象の対応窓口だけではなくて、情報収集も兼ねて、ワクチンについては、専門的な対応を担う医療機関を指定して、窓口を一本化して、有事に備えてはどうかと思います。森安課長に伺います。

森安感染症対策課長 ワクチン接種後の副反応や有害事象につきましましては、委員御指摘のとおり、国が医療機関から直接報告を求めまして、事例を収集して、審議会で科学的に分析し、評価した情報を公表されておりますけれども、事例の収集から、国民への情報還元まで、一定の時間を要するところもあると思います。

また、情報は詳細ですけれども、内容が分かりにくいとか、そもそもホームページのどこに掲載されているのかとか、なかなかホームページの掲載場所にたどり着きにくいといったところもありまして、いろいろな情報が飛び交うようになっているのではないかと考えられるところもございます。

県では、感染症やワクチン等に関する対応力を強化するために、新年度から富山大学の感染症専門医1名に、毎週1日、県庁にお越しいただきまして、日々発生している事案への対応について御助言を頂きますとともに、感染症対策や、医療提供体制の強化に向けた取組にも参画していただくこととしております。

今後、これまでの国からの情報に加えまして、富山大学等の専門医の知見等も組み合わせながら、関係機関との迅速な情報共有等に努めてまいりたいと思っております。御紹介ありましたとおり、富山大学さんには、HPVワクチンの拠点病院になっていただいております。新型コロナワクチンの副反応についても、最初はかかりつけ医に御相談

するようにというようにやっておりますけれども、何かありましたら、かかりつけ医から富山大学に御案内していただくようにやっておりますので、富山大学さんはじめ、関係機関との情報共有を行いながら、県民への積極的なリスクコミュニケーションの実施に取り組んでまいりたいと思います。

種 部 委 員 県庁の中にいてくださりパイプが太くなるととてもいいかなと思います。やっぱりワクチンといえとか、ワクチンで心配ならとか、そういう入り口が分かっていると、例えばかかりつけ医が接種しても、スキップしてこちらに行けるようにしておかないと、かかりつけ医には二度と行きたくないという人もいるかもしれないので、そういう意味で窓口を1つにすることは、H P Vに限らず大事なと思うので、設置をぜひ進めていただきたいと思います。

この行動計画の中で、リスクコミュニケーションとして可能な限り双方向のコミュニケーションを行うことは非常に重要だと思います。

先ほど申しましたが、市民の多くは情報源がネットです。SNSだと思います。SNSで一番拡散されて、行動に影響を与えるのは怒りとか、恐怖です。いい話というのは広がらないという特徴がありまして、一回それを見てしまうと、その情報ばかり入るようにアルゴリズムができていますので、私もどちらかというとホームページとか、情報源はきちんとした媒体でというふうに思っているのですが、それでは対抗できないのが現状ではないかと思います。

ただ、兵庫県知事選を見ていてよく分かったんですけれども、そんなことを言っている場合ではないなと。世の中がそんなふうに変わってしまうというのであれば、それに対して対策を取らないと、健康というのは守れないなと思いました。先ほど課長がおっしゃいましたように、難しい

ことを言っても分からないので、ワイドショーレベルに落とすといえますか、分かりやすくやるっていうことはとても大事ですし、例えば、マイクロチップが埋め込まれるみたいな話があったら、それを決してばかにしたり、否定することなく、そうではないということをきちんと発信していくと。上書きをどんどんしていかないと、負けてしまうなと思っています。

分かりやすい発信という意味では、コロナ禍のときに3密という言葉が出ましたが、それは行動経済学だと思うんです。人間がどういう行動を取っていくのかということを見た上で、発信することは大事だと思いますので、そういう視点はとても大事ではないかと思います。

今、富山大学から専門員の方が来られるということなんで、感染症専門医ではあると思うんですけれども、やはり誤情報とか偽情報とか、そういうものに対しても迅速に対応できるような知見は必要だと思います。リスクコミュニケーションの専門家など専門人材を確保する体制が必要じゃないかなと思うのですが、どう取り組まれるのか課長に伺います。

森 感染症対策課長 今後のリスクコミュニケーションの取組について、新しい新型インフルエンザ等対策行動計画には、ワクチン接種や治療薬、治療法に関する科学的根拠が不確かな情報や、偽、誤情報の拡散状況などを踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見に基づく情報を繰り返し提供し共有するなど、県民が正しい情報を円滑に入手できるよう適切に対処すると盛り込んだところです。

先ほど申し上げた富山大学から受け入れる感染症専門医とはSNS上の情報拡散への対応ですとか、リスクコミュニケーションの具体的な方策などについても、意見交換して、迅速にきめ細やかな対応を図っていきたいと考えてお

ります。

また、分かりやすさも大事だと思いますので、そういったところも専門医の先生とも相談や意見交換しながら考えていきたいと思っております。

また、感染症対策連携協議会など、いろいろな感染症指定医療機関とか関係団体に入っている協議会もございます。富山大学附属病院や県立中央病院などの感染症指定医療機関や、またかかりつけ医として予防接種、あるいは感染症の最前線で対応に当たっていただいている医師会等の関係団体、それから予防接種事務を所管しております市町村の皆さんと日頃から情報交換を行い、しっかりと連携しながら、県民の皆さんに正確で分かりやすい情報発信に取り組みたいと考えております。

種 部 委 員 人材確保をしていただいたということで、とても期待していますし、市町村の計画だと思うんですけども、またどっちから先に情報を言ったとか、そういう話がないように。あとは出す情報を簡単に、分かりやすくというところで、富山大学も含めてアカデミアの中に行動経済学の専門家がきつというので、そういう方たちを上手に使って取り組んでいただければと思っています。今後また期待をしております。

では、2つ目の質問に移らせていただきたいと思います。

リスクコミュニケーションとつながる部分ではありますけれども、富山県人権教育・啓発に関する基本計画の中身について、少し伺いたいと思います。

2月の会期前の委員会で御報告がありましたが、この計画の中には新興感染症患者への誹謗中傷とか、あるいはネット上の誹謗中傷、そしてLGBTQ、パートナーシップ宣誓制度など、性的マイノリティー等に対する人権侵害、人権問題の取組を充実させるということが挙げられていま

した。大変うれしいことであります。

やはり人間というのは知らないものに対して不安があると恐怖になって、人を攻撃するという、こういう行動がありますので、そういう意味では予防はとても大事ですから、人権啓発は大変重要だと思っています。

そんな中、アメリカなんか特に激しいですけども、トランスジェンダーに対して今攻撃が激化していると思います。何が起きているかと言いますと、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律では、性別変更するには、生殖腺を取ることと、性器の外観を変更することが必要で、手術を受けないと性別が変更できないことになっています。これが違憲だという判決が出ました。そして生殖腺を取るとは、もう産めない体にしてしまうということですから、これはとんでもない人権侵害だということで、違憲になったんですが、外観について、自認する性と反対の性器の形をしている人の性別変更を認めるというのは、現在審議中で、広島高裁ではこれに対して、今の性器の形のままだも性別変更を認めるという判決が出ています。

すなわち、それは、母親になる男の人がいるということです。それから、父親になる女性がいるということです。これを認めたので、実際に生殖腺は取らないで性別変更をする人が県内でも出てきています。

これを駄目と言っているわけでは決してないのですが、そうすると、一方で性暴力を目的として女装して、女風呂に入ろうとする男がいます。こういうことで不安を感じている市民の方が活動を活発になさっています。それを駄目とは言わないです。その御不安も取るという、分断はないようにする必要があると思うのですが、このトランスヘイトと言うんですか、アメリカでは大変激化してまして、海外から来られているトランスジェンダーの方が、アメリ

かに帰れなくなっています。そのぐらい激しいと聞いていますが、日本でもやはり攻撃があるということでありました。

やはり社会が安全じゃないと感じる書き込みが大変多いということと、攻撃対象がその個人ではないかもしれませんが、生きづらいと感じていらっしゃる方がおられまして、特に中学生あたりは、もともとトランスジェンダーの自殺のリスクが非常に高いので、文科省も受容していこうということで通知を出していたかと思いますが、こういう子供たちが現状を目にすると、社会の中に出ることを大変ためられるということで、困っていると聞いています。

県内でもやはりトランスジェンダーの女性が住居を借りようとしたときに人権侵害があったと聞いています。こういう当事者の視点で、今、何が起きているのか、どんなことで攻撃を受けているのか、何が不安なのかということのを吸い上げないと、現場が分かりません。なぜかと言うと、そういう方たちは、相談することすらアウティングにつながる可能性があるので、相談もできていないというのが現状だからです。そんな問題があったのかと思う県民の方もいらっしゃると思うんですけれども、広く県民に対して、今どんなことが起きているのかを知らせ、予防していくことが大事ではないかと思います。

ただ通報したり、相談したりすること自体が恐れられているという状況ですから、情報提供いただくのはハードルが高いです。そこで、個人が特定されない安全な相談窓口で、併せて啓発もしていく窓口が必要なんじゃないかなと思います。

分断を生まないためにどう取り組んでいくのか、佐度参事・県民生活課長にお伺いいたします。

佐度県民生活課長 トランスジェンダー当事者に対する人権

侵害は、偏見ですとか、無理解による嫌がらせや差別的な取扱いを受けることなどがあります。県でも人権啓発のためにリーフレットを作成、配布しております。その中では、そういった嫌がらせだけでなく、例えばトイレや更衣室が性別で分かれているとか、あと履歴書などに性別を書かなきゃいけないといったことも、トランスジェンダーの方が困っていることとして紹介し、意識啓発を行っているところでございます。

今回、改定いたします富山県人権教育啓発に関する基本計画におきましては、性の多様性に対する理解の一層の促進を図るため、各種講演会、研修会、それから啓発資料の配布などによる啓発を進めることとしております。

また、インターネット上の人権侵害について、この計画にも盛り込んでいるところですが、誤った情報だとか、偏った情報が発信されているので、情報モラルについて啓発、教育を進めていくということにしております。

人権侵害が発生した場合、県では県民生活課の人権担当が相談に対応しております。相談者のプライバシーは守りますし、安心して相談できるよう配慮しているところでございます。また、法務局におきましても人権担当がございまして、電話やインターネットなどで人権相談を行っておりますし、案件によっては人権侵犯ということで、調査に入ったり、救済のための手続が用意されております。

令和5年に、いわゆるLGBT理解増進法が制定されており、その中で国及び地方公共団体は、各般の問題に対応するための相談体制の整備に努めるということとされております。国においては、様々な悩みや不安に抱える方が相談できる寄り添いホットラインがありますが、その中にセクシャルマイノリティー専門LINEが設置されております。県においても性的少数者の方々への相談体制について

どうあるべきか検討する必要があると考えております。

この法律に基づきまして、国においては、基本計画を策定するというところで、検討も進められているところでございますけれども、そういった検討状況も見ながら、既存の窓口で大丈夫なのか、あるいは別の相談支援が必要なのかということについて、また検討してまいりたいと考えております。

種部委員 相談する先で心理的な安全性が保たれるのかということは、多分皆さん一番の心配だと思うのです。それがなければ機能しないと思うので、法務局も分かるんですけども、どんな人が出てくるか分からない。その中で、安全かどうか分からないということで、恐らくこれに取り組んでくださっている方は専門だとは思っていますけれども、その辺が明記された入り口が必要なのかなと思っていますし、頂いた情報から逆に社会に返していくことが大事かなと思いますので、新たな方法が必要なのかどうか、法律に基づいて、また検討していただければと思います。

五十嵐委員 私からは食品ロス対策について、何点かお伺いしたいと考えております。

2015年の国連サミットで採択された持続可能な開発のための2030アジェンダでも、目標の12、「持続可能な生産消費形態を確保する」において、食料廃棄の減少が重要な柱として位置づけられまして、2030年までに、小売、消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食料廃棄の半減が国際目標として設定されたところであります。

こうした中、2016年に本県で開催されたG7富山環境大臣会合において、富山物質循環フレームワークが採択され、食品ロスの削減の推進や、食品廃棄物の効果的なリサイクルなどの取組を着実に推進していくこととされました。これを受けて、2017年からは富山県食品ロス・食品廃棄物削

減推進県民会議を設置して、県民事業者、関係団体、行政が一丸となって、食品ロス等の削減に向けて全県的な運動を展開していると思っています。

そして2020年2月、5年前であります、富山県食品ロス削減推進計画を策定しております。計画の策定に当たって、実態把握調査が行われました。県全体の食品廃棄物の量は年間17万トン、うち食品ロスの量は4.3万トンと推定され、食品ロスのうち約60%は家庭から、約40%は事業者から排出されておりました。全国的には事業者が多いのに対し、富山は家庭からの食品ロスが6割を占めているのが特徴であると思っています。

今年度、富山県食品ロス削減推進計画の折り返し年でありますけれども、これまでの取組によって、食品廃棄物、食品ロスの発生はどの程度減少しているのか。また、この結果についてどのように評価しているのか、森環境政策課課長にお聞きしたいと思います。

森環境政策課課長 県では家庭や事業所から発生する食品廃棄物、食品ロスの状況を把握するため、これまで計画策定前の平成28年度と、最近では計画の見直しに向けて令和4年度と、計2回実態調査を実施しているところです。

まず、食品廃棄物の発生量についてですけれども、委員御紹介のとおり、平成28年度に年間17万トンであったものが、令和4年度は14万6,000トンと、2万4,000トン減少しておりまして、減少率は14%でした。

また、食品廃棄物のうち、本来食べられるにもかかわらず、廃棄される食品ロスの発生量につきましては、平成28年度に4万3,000トンであったものが、令和4年度には3万2,000トンと1万1,000トン減少しておりまして、削減率は26%でありました。

県ではこれまで家庭での手付かず食品や、外食産業での

食べ残しを削減するため、使いきり・食べきり3015運動の推進、食品流通段階での納品、販売に由来する食品ロスをつードチェーン全体で削減する、いわゆる3分の1ルールなどの商慣習の見直し、小売店と連携した消費者への「手前どり」を促す期限間近商品の優先購入キャンペーンの展開など、富山県食品ロス削減推進計画に基づき、家庭系、事業系対策に総合的に取り組んできたところでございます。

県政世論調査の結果を御紹介しますと、食品ロス削減の取組を行っている県民の割合が平成28年度に63%であったものが、令和6年度には91%にまで増加をしております。

ただいま述べてきたような様々な取組により、県民の意識が高まり、食品廃棄物、食品ロス量ともに削減が進んでいると評価をしております。

五十嵐委員 今ほど説明があったように、県内の食品ロスは順調に削減されていると思っておりますけれども、少し詳しく、細かく聞いていきたいと思っております。

県内の食品ロスは、家庭系が約3割減少、事業系が2割減少と、家庭での減り方が大きいのかなと思っております。以前の調査では、食品ロスの内訳については、手付かず食品が69%、食べ残しが31%と、手付かず食品の占める割合が食べ残しの約2倍もあり、全国の46%に比べて高かったと思っております。重複買いや、賞味期限が遠いことによる過信など、様々な原因によって、冷蔵庫に手付かず食品が長い間とどまっているということで、手付かず食品の廃棄につながっていると考えられると思っております。

家庭に対して、これまでも取り組んでおられますが、今後より一層家庭に対する働きかけが必要かと思っております。この点についてお聞きしたいと思っております。

森環境政策課課長 県では、本県の特徴であります家庭の手付かず食品の削減を進めるため、重複買いですとか、賞味

期限が遠いことによる過信などの理由で廃棄される食品をターゲットとしまして、県民に計画的な食品購入や使い切りなどの行動変容を促す施策に取り組んでいるところでございます。例えばですけれども、家庭で余っている食品を福祉団体等へ寄附するフードドライブ活動の普及拡大、余りものの食材を持ち寄って料理するサルベージパーティーの開催、親子が賞味、消費期限をチェックするなど、家庭の食品ロス削減を実践する「とやま環境未来チャレンジ事業」、こういったものに取り組んできたところです。

家庭系の食品ロスが、平成28年度から令和4年度で約3割減少しているということにつきましては、今ほど委員から御紹介もいただいたところですけれども、このうち手付かず食品が占める割合についても、平成28年度の69%から令和4年度には53%にまで減少しておりまして、こうした取組によりまして、手付かず食品の削減に一定の効果が表れていると考えております。

五十嵐委員 先日、とやま環境財団の理事会に出席しました。そこで今年度の食品ロス削減のためのいろいろな取組を紹介されていましたが、今、おっしゃったサルベージパーティーとか、フードドライブの件数が、前の年よりもそんなに伸びていなくて、若干少なめだったというのが気になっておりまして、理事長からも、その点について指摘されていたのかなと思います。

平成28年の県内の食品関連事業所を対象にした調査では、食品廃棄物、つまり食品ロスの割合は19.4%と全国平均の17.1%よりやや高かった状況です。食品ロスの発生量の総計に占める発生割合は、製造業が30.4%、卸売業が8.5%、小売業が24.8%、外食産業が36.3%となっており、外食産業からの発生が多いことが分かっております。

県でもこれまで食べきり3015運動や、食べ切りサイズメ

ニューなどの協力店を募集しており、お店の協力があってきているわけですが、計画中間年には、食べきり3015協力店が登録者数は650店、食べ切りサイズメニューの提供店の登録者数が500店として目標を設定していましたが、この達成状況はいかがなのかなとお聞きしたいと思います。

森 環境政策課 課長 県では農林水産部が担当いたしまして、外食産業での食べ残しを削減するために、宴会等で利用客に食べきり3015運動を呼びかける飲食店、お客様が食事量を選択、調整可能な食べきりサイズメニューを提供する飲食店、この2つの登録を進めてきたところでございます。

令和5年度末の時点で、食べきり3015協力店は692店舗、食べきりサイズメニュー提供店は793店舗となっておりまして、御紹介のあった計画中間年度の目標をいずれも上回る店舗に御登録をいただいたところです。そういった意味では、既に目標は達成している状況となっております。

五十嵐 委員 最終目標にも、食べきり3015協力店が若干足りませんが、食べきりサイズメニューの提供店が目標年の2030年の560店を超えているということでもありますから、大変いい結果かなと思っております。

これと同時に、やっぱり外食産業の食品ロスを減らすためには、食べ残しを持って帰るという取組も必要かなと思っております。ただ衛生面を懸念して、これまであまり取組まれてこなかったのかなと思っていましたが、最近は、全国的に利用者が自己責任で持ち帰る、m o t t E C O（モッテコ）の普及に官民が連携して取り組み始めていると理解しております。

昨年10月30日に、食品ロス削減全国大会開かれた群馬県では、2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」の宣言5で、食品ロス「ゼロ」の実現に向けた取組を推進していると聞いております。このうち、外食時の食べ残しによる食

品ロスを削減するために、食べ残しを持ち帰るドギーバッグを普及啓発していると聞いておりますし、登録店も大分出ていると理解しております。

ただ、この持ち帰りには、やはりいろいろと衛生面の心配もありますが、昨年末に国の方で「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」も策定されたと理解しております。この周知をしっかりと位置づけながら、富山県でも独自のドギーバッグを導入するなど、食べ残しを持って帰る取組を推進して、食品ロスの一層の削減に努めるべきと考えますが、所見をお伺いします。

森 環境政策課 課長 外食産業における食品ロスの原因であります食べ残しについてですけれども、まずは利用者が食べ切る、あるいは食べ切れる量を注文することが必要と考えております。ただ、委員御指摘のとおり、食べ残しの持ち帰りも有効な手段であると考えております。

しかしながら、食べ残しの持ち帰りについては、これに伴う法的、衛生的な責任を懸念される事業者が多いことから、国では「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」を策定されたところでございます。このガイドラインでは、事業者から利用者に一定の注意事項の説明等を行うこと、利用者も自己責任の下で持ち帰りを行うことで、持ち帰りへの双方の意識の変化や行動変容を期待するというものになっております。

県では、現在行っている富山県食品ロス削減推進計画の見直しの中で、このガイドラインの周知をしっかりと位置づけさせていただきまして、持ち帰りは自己責任であることを前提に、食中毒等を予防するための工夫を徹底した上で、ドギーバッグの利用促進を図り、外食産業における食べ残しの削減を推進したいと考えております。

委員から今ほど御提案がありました m o t t E C O 普及

に向けたオリジナルドギーバッグ等につきましては、事業者、消費者双方の理解促進を図るため、他県の先行事例ですとか、国のモデル事業の状況を情報収集してまいりたいと考えております。

五十嵐委員 一層努力してほしいと思いますが、1点だけ。今ほども森課長の話にありましたが、家庭系は環境政策課、事業系は農林水産部が担当ということであります。同じ食品ロスを取り上げるのに、やはりこの辺の組織の見直しも必要じゃないかということを申し上げて、質問を終わります。

大井委員 本年度、委員会最後の質問となります。

私からは、農福連携&食とアートのインクルーシブマルシェ開催事業について、質問させていただきたいと思います。

私は障害者の処遇向上は、県民全体のウェルビーイングの向上に必ずつながるということを、委員会で一貫して言ってきました。昨年9月の定例会の一般質問においても農福連携については取り上げさせていただきましたが、次年度の予算において、このような予算が計上されていることに、感謝を申し上げます。

そこで、新たに計画されております農福連携&食とアートのインクルーシブマルシェ開催事業は、障害者の工賃向上と障害者アートの認知、振興を目的としており、農福連携による食品、雑貨の販売や障害者アートの展示、販売を行うイベントの開催が予定されていると伺っております。

農福連携は障害者の社会参加や賃金向上だけではなくて、地域活性化にもつながる重要な政策だと捉えておりますが、事業の具体的な実務内容だったり、障害者の賃金向上の具体的な効果、そして、農業との連携による新たな雇用創出の可能性、そして障害者アートの認知の促進の具体的な方

策を聞きたいと思います。河尻障害福祉課長に御所見をお伺いいたします。

河尻障害福祉課長 先ほど委員からも御説明ございましたが、県ではこれまで障害者就労継続支援事業所や障害者を雇用している農家の農産物を販売する農福連携マルシェを実施してまいりました。

新年度は、より多くの障害者の工賃向上を図ることを目的に、対象となる事業所を拡充するほか、障害者の文化、芸術活動の発表や鑑賞の機会を創出する障害者アートの展示などを含めました農福連携&食とアートのインクルーシブマルシェを開催することとしております。

具体的には、取扱商品につきまして、農産物に限定せず、雑貨などの事業所の製品も販売するほか、チラシの印刷や施設の清掃などの事業所が受託できる作業の紹介に加えまして、県障害者芸術活動支援センターバーと◎とやまと連携いたしまして、絵画などの障害者アートの展示や販売、制作体験などを予定しております。

このイベントは大規模商業施設での開催を予定していることから、多くの人の目に留まる機会になりますほか、SNSなどを活用してイベントのPRも実施する予定としておりまして、農福連携や就労継続支援事業所の取組、障害者のアートの認知度をより一層向上させることができるものと考えております。

県といたしましては、このイベントをきっかけにいたしまして、事業所の販路拡大や商品のイメージアップを図り、利用者の工賃向上に努めますとともに、障害者アートの振興を推進し、地域における障害者の自立や社会参加に一層努めてまいりたいと考えております。

大井委員 障害者のアートの展示というか機会創出です。アートを創作することが結構得意な方がおられますが、その

アウトプットをする機会がちょっと少ないんじゃないかなというところがございました。そうした中で、今回の新たな取組は非常に期待できるものと感じております。今後、自立支援や地域との連携も含めて、さらなる取組をしていただきたいなと思っております。

それでは、次に進みたいと思います。

心の居場所づくり事業についてでございます。近年、若者のメンタルヘルス問題が深刻化しまして、特にコロナ禍以降、社会とのつながりの希薄化など、孤独感が課題となってきております。

3月13日の予算特別委員会でも子供の居場所づくりについて、フリースクール等ではございましたが、質問させていただきました。今回は、若者を対象とした心の居場所づくりの事業についてお伺いいたします。

若者が気軽に悩みを相談できるカフェを開設するという事で、大変重要な施策であると考えております。単なる一時的な居場所の提供にとどまらず、適切な支援につながる仕組みが求められておりますが、まずは事業の運営体制、そして対象者はどうなのか、そして広報の取組について聞きたいと思っております。また、開設場所、運営の継続性についても聞きたいと思っておりますが、石崎健康課長に御所見をお伺いいたします。

石崎健康課長 心に悩みを抱えた若者などの居場所を確保するため、新年度に気軽に悩みを相談できるカフェを設置したいと考えております。設置場所につきましては、精神障害の有無や程度、年齢を問わず、誰でも気軽に利用いただくため、公益社団法人富山県精神保健福祉協会が富山市五福で運営しております精神障害者社会復帰モデル施設でありますゆりの木の里を考えております。近隣には富山大学もございます、独り暮らしの大学生はもとより、社会に

出たばかりの若者、就労に困難を抱える方などにも利用していただけるものと期待しております。

また、カフェの運営体制につきましては、精神保健福祉士など、専門職を配置いたしまして、随時相談に対応するとともに、メンタルヘルスに課題があり、行政や民間による専門的な支援が必要な方につきましては、心の健康センターや厚生センター、保健所、民間支援団体につなげたいと考えております。

また、カフェの周知方法につきましては、富山大学やヤングジョブとやま、そういったところに事業紹介をしましたり、県の公式SNSを活用し広報するとともに、医療機関、障害福祉サービス事業所等にも御案内をさせていただきまして、精神科病院退院後の居場所として紹介いただくことで、必要な方への周知と利用促進を図りたいと考えております。

県といたしましては、カフェの利用者から潜在的な心のケアニーズの把握、専門職によります早期相談、行政、医療、福祉への円滑なつながりを行うことで、精神疾患の重症化、ひきこもり、自殺を未然に防止することを期待しております。

まずはモデル的な取組として実施させていただきまして、将来的な自走、他の地域での横展開も念頭に置きながら、メンタルヘルス対策の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

大井委員 とある精神系のクリニックの先生に話をお伺いしますと、なかなか若者がそういうクリニックだったり、そういう専門機関につながる機会が少ないと。例えばひきこもりとなった後に、それから専門機関につながりにくいという話も実は聞いておりまして、近年、数も増えております。そこで、広報活動が非常に大切だなと思っております。

大学だとかヤングジョブとやま等、そこでPRしますよという話なんです、例えばポスターを作っ目につくようなところに貼っていただくなど、若者に身近に感じていただけるような取組を考えていただきたいと思います。

今後、若者が安心して暮らせるように、相談できる環境づくりに取り組んでいってほしいと思っております。

次は、富山県サンパウロ州友好提携40周年事業について伺います。

富山県とブラジルサンパウロ州の友好提携40周年、さらにブラジル富山県人会は65周年という節目を迎えております。大変意義深いもので、長年にわたり友好関係の継続に尽力された皆様方におきましては、深く敬意を表したいなと思っております。

本事業では、記念式典や訪問団派遣が予定されているということですが、これを契機に両地域の関係をどのように発展していくかが重要なと思っております。

そこで訪問団派遣の目的と効果の確認や、今後の関係強化策、そして訪問後のフォローアップ等々、県民レベルでの関係促進などの今後の取組を聞きたいと思えます。

本郷国際課長 本県とブラジル、サンパウロ州は留学生や研修員の受入れ、県内自治体と同州内の都市との友好提携、また、本県企業の進出などを背景に、1985年に友好提携を締結いたしました。

今年はそのサンパウロ州との友好提携40周年、また、ブラジル富山県人会創立65周年を迎えることから、県議会からも御参加いただきまして、知事を筆頭に7名程度の訪問団を派遣したいと考えております。

現地では友好提携40周年記念式典への出席に加えて、県人会の65周年記念式典へも出席し、さらに、通称、富山村と呼ばれている第3アリアンサ地区へも訪問したいと考

ております。

本県とサンパウロ州との友好提携の取組としては、サンパウロ大学で日本語や日本文学などを専攻する学生への奨学金支給を長年行っておりまして、その受給者からは国際交流員や県人会の参加者などの人材が輩出されております。また、州政府推薦の教員経験者を多文化共生推進研修員として、県内の小中学校へ受け入れて、外国ルーツの子供たちの教育などにも携わっていただいております。

また、昨年にはサンパウロ州政府と協議し、友好提携40周年に合わせて新たな覚書の締結に向けた交渉の開始に合意したところでありまして、現在その内容について検討しているところです。

さらに今年9月に開催を予定しております富山県人会世界大会では、県内の学生さんや若手の社会人と、在外の県人会の若手会員が共に県人会の抱えている課題解決に当たる企画や、県内企業の海外展開に関するセミナーなども開催を予定しておりまして、これらの成果も合わせて覚書に反映できればと考えております。

こういったことも加えて、富山県とサンパウロ州とのつながりを一層強化して、持続的な関係を築いていきたいと考えております。

大井委員 サンパウロには私のおじがおります。1980年、今から45年前です。県人会ができて20周年か何かのときに、ここ富山に戻って来られて、式典をされたということを聞いております。そのときは私の父親が対応しておりますが、うちの父親は亡くなってしまいまして、今度は65周年、そしてサンパウロは40周年という記念のときにドラマチックな、何か自分の中でちょっと出会いがあれば、非常にこれはPRになるのかなと勝手に思っておりまして、イメージを膨らませておりました。

今の県民の記憶には、当時のことは残っていないかもしれないんですけれども、2世、3世ということで、時空を超えて交流したりすることによって、当時の苦労だとか、なぜ明治時代にブラジルに行ったのか、そういうような時代背景も含めて、しっかりと考える機会になればなと思った次第でございます。

今後ともども、持続可能な交流を推進していただきますようお願いして、質問を終わりたいと思います。

山本委員 通告しておりませんが、2問ほど質問させていただきたいと思います。

議長として委員会で質問をしようとする、いや、議長が質問されるとみたいなことを言われて、なかなかしにくい状況でございましたが、最後ですので少し感じたことをお話しさせていただきたいと思います。

議長として新田知事と一緒に海外へ行かせていただきました。昨年は、遼寧省と富山県との友好憲章締結40周年の記念事業がございましたし、また、インドのアンドラプラデシュ州へ経済訪問派遣団として一緒に行っていました。

国際課の本郷課長以下、皆さん方に大変お世話になりました。それぞれの団員のいろいろなことを気づかせていただいたり、国の機関や向こうの皆さん方との調整などなど、大変なことをやってこられたとっておりました。そのほかにも、ヨーロッパへ行かれる。これは商工労働部の所管かもしれませんが、本県が進める様々な国際関係について、努力してこられたと思います。

特に事業が多かった今年だと思いますが、その件について、国際課の本郷課長に、どういう成果が上がったと感じておられるのかをお聞きをしたいのと、来年度から所管が変わりまして、地方創生局の多文化共生推進室の中の国際

課になるということです。これからの富山県の国際化に向けて、どのようなものが必要であると考えているのか、この辺も併せてお聞きをしたいと思います。

本郷国際課長 今年度の5月には、中国遼寧省との40周年記念事業があり、議長にも御参加いただきまして、40周年訪問団を派遣してまいりました。また、12月には経済訪問団でありましたけれども、インドのアンドラプラデシュ州にも行って、しばらく途絶えていた友好提携の関係を今回復活させることができて、国際課としても大変意義があったなと思っております。

富山県との友好提携先は、中国、アメリカのオレゴン州、ブラジルのサンパウロ州、ロシアの沿海地方州もあります。インドなど、ほかにもいろいろあるわけですがけれども、関係を結んだときの状況にもよりまして、友好提携、友好交流を中心としたもので結んだという時代もありますし、経済に重きを置いて提携をした時期もありますし、その時々で事情があるわけですがけれども、その時代を経て、いろいろ目的は少しずつ変わりつつありますけれども、相手方の求めるもの、そして県民の求めるもの、その両方のどこで合意できるか、どうすり合わせていくかというところが、国際課の仕事の一つかなと思っております。

できるだけ県民の皆さんに何かやっていることの意義とか、そういったものを見える形で、お出しできるような交流というものを続けていきたいなと思っております。

来年度は御紹介いただきましたように、多文化共生ということで、国際課の中には、条例やプランを検討しているところもあるわけですがけれども、現在は、多文化共生のほうを中心にしておりまして、外国人の方も、日本人の方も共に安心して暮らせるというところが一つポイントかなと思っております。そういったところを、どうやればうまく

できるのかということを、今、一生懸命考えております。部局が変わって、人口減少にも対応しながらやっていくことになりますけれども、目的は同じということではありますし、県庁内も、国際あるいは国際経済など、いろんなことを目的に様々やっておりますので、引き続き連携して事業を進めていきたいと思っております。今後とも引き続きよろしくお願いいたします。

山本委員 申し上げられましたとおり、県庁の各部局にまたがるいろいろな国際交流とか、国際関係の柱になるところだと思っておりますので、引き続き御活躍いただきますよう、よろしくお願いいたします。

もう1問は、松井こども家庭支援監に御質問させていただきたいと思っております。

こどもまんなかということで、新田知事が進めてこられました。大変大きな成果が上がってきていると思っております。特に、こども総合サポートプラザがいよいよ4月からオープンすることになります。私ども自民党議員会派からも奥野政調会長時代からいろいろと積み上げてきたものが、ようやく形になりつつあるということだろうと思っております。

この間、こども安心センターのお話でありますとか、児童相談所のお話もございました。あわせて、こどもの権利の条例の話だとか、いろいろな話があり、大変難しいかじ取りもあったことだろうと思いますが、ここへ来て何となく出口が見えて、一つの成果が出ているのかなと見ております。

松井こども家庭支援監におかれましては、どのような思いで見てこられたのか、これから富山県においてますます大事になるこの分野ですけれども、どういう考え方、どういう理念が必要かというようなことを、後進の皆様に向け

て、また、私どもに向けても一言頂ければ大変ありがたいなと思います。

松井 こども家庭支援監 今ほど山本委員より、これまでの私の3年間、子供、子育て関係の施策をやってきた実績等を御紹介いただきました。本当に過分なお言葉を頂きまして、ありがとうございます。

私は今年度限りで退職することになりまして、こうした機会を与えていただきました委員の皆様方に本当に心よりお礼申し上げます。

私は、県の職員を37年間勤めてきたところでございますが、いろいろな方々と出会いまして、また、いろいろな貴重な経験もさせていただきました。こどもまんなかの関係の話の前に、私の貴重な経験の一つを御紹介させていただきたいと思います。

ちょうど30年前ですが、私は、厚生部の医務課に所属しておりました、そのとき、平成7年1月17日に阪神淡路大震災が発生いたしました。最大震度が7で、大変な大災害となったところですが、そのとき、全国的にD M A Tという医療チームがまだございませんでして、本県でも公的病院が中心となって、医療救護班を急遽編成しまして、兵庫県内の幾つかの避難所に派遣したところです。

私もそうした中に、事務要員として何度かその被災現場に赴きました。避難生活をしている方々、今と大分違っておりまして、公園の敷地内でテントを張って、避難生活を送っている方もおいでました。1月に発生しましたから、1月、2月、3月と、すごい寒い時期にそういったテントで厳しい避難生活を送っているところを私は見ました。

私の医療救護班の任務として、テント一つ一つに体調は大丈夫ですかとか、薬は不足していませんかといった声かけをして、避難生活をしている方々といろいろお話をさせて

いただいたところでございます。やっぱり、特定の薬がないということもありまして、医療救護班も薬を用意していたんですが、ない薬もありまして、ちょっと離れた保健所に、私が自転車を借りまして、取りに行ったこともございました。

道中、道路はがたがたですごい段差がありましたし、なかなか自転車で通りにくく、歩いて行ったこともありまして、それから、阪神高速道路の橋脚が折れて横倒しになって、一般道路を塞いでいるのも目の当たりにしました。それから、高層階の建物が多くございまして、1、2階が潰れた状態の建物も目の当たりにしました。

それで県庁に戻ってきました、こうした突発的な災害地対応を率先してやることが公務員として大切な任務であるということ、深く認識したところでございます。その後様々な業務をしてきましたけれども、本当に心の糧となりまして、役に立ったものと思っております。

ここ3年間は子供、子育て関係の施策に携わらせていただきました。今ほど山本委員から御紹介がありましたが、4月14日にこども総合サポートプラザがオープンします。それからもう工事も着手しておりますこども安心センター（仮称）も進んでおります。こどもまんなか社会の実現に向けて、様々な子供、子育て施策が一步ずつ前に進んでおりますことを本当にうれしく思っておりますし、この後、後輩職員がしっかりと、さらに推進していただけるものと期待しておりますし、確信しております。

そういうところで、こどもまんなか社会の実現に向けて、今後もいろんな業務がありますが、私は退職後も陰ながら応援させていただきます。

終わりに、委員の先生方に、本当にこれまで温かい御指導、励ましをいただきましたことに対して、深くお礼申し

上げます。また、一緒に仕事をしてきました職員にも、深く感謝申し上げたいと思います。

長い間大変、お世話になりました。本当にありがとうございました。

澤崎委員長 ほかにありませんか。——ないようでありますので、これをもって質疑・質問を終わります。

以上で付議事項についての審査を終わります。

この際、ほかに何か御意見等はありませんか。——ないようであります。

それでは、このメンバーによる委員会は今回が最後ですので、私から一言御挨拶を申し上げたいと思います。

令和5年5月に、委員長に就任して以来、大井副委員長をはじめ、委員の皆様方、執行部の皆様方の御協力によりまして、無事、委員長の職責を果たすことができました。改めて深く御礼申し上げます。

また、報道機関の皆様方の御協力に対しても厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

本県の厚生環境行政が今後ますます充実、発展することを祈念しまして、挨拶とさせていただきます。

これをもって厚生環境委員会を閉会いたします。